

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月28日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年4月15日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成20年4月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
綾川町	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 泉谷下池地区	綾川町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 西村東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 是安池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大羽茂池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 篠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 仲井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 姫田地区	〃